

「勝たせる会」のみなさんへの報告とお礼

2010.9.11 新潟会館
建交労 顧問 佐藤陵一

全動労争議団を たたかって7396日

最終号(157号) 2010年7月10日

勝たせる会

愛と力をつむぎ 鉄路にもどる日まで

〒169-0073 東京都新宿区百人町4丁目7-2
全日自労会館内 建交労・鉄道本部
でんわ 03-5386-6491
FAX 03-5386-6492

勝たせる会事務局

あれから **23** 年 ご支援
ありがとうございます



1987年4月1日、国鉄が分割民営化されJR体制へ移行する際、7600人を超える国鉄職員がJRに採用されず、1990年4月には1047名が国鉄清算事業団から2度目の解雇を受けた。

「4者4団体」が解決について全責任を負う — 団結の基礎となった確認書 —

JR不採用事件の早期解決に向けての確認書

JR不採用事件の関係当事者である「4者4団体」は本事件の早期解決に向けて以下のことを確認した。

記

1. 「4者4団体」は、本事件の政治的・全面的解決を図るため統一して政府・鉄道運輸機構との交渉に臨む。
2. 「4者4団体」は、ILO勧告(報告)の基調となっている当該労働者が公正に補償される「当事者の満足のいく解決」を前提に、1047名当事者の「解決にあたっての具体的要求」に基づき交渉する。
3. 「4者4団体」は、本事件の解決に全責任を負う。

2007年3月16日

「4者4団体」の統一を重視

- ・ 公正な補償
- ・ 満足のいく解決

解決に全責任を負う立場

- ・ 運国鉄労働組合
- ・ 全日本建設交一般労働組合
- ・ 国鉄闘争支援中央共闘会議
- ・ 国鉄闘争に勝利する共闘会議
- ・ 国鉄闘争全国連絡会議
- ・ 鉄剣公団訴訟原告団
- ・ 鉄道運輸機構訴訟原告団
- ・ 全動労争議団
- ・ 鉄道運輸機構訴訟原告団

“過去は問わない、誰も排除しない”

- 「4党合意」の破たん、最高裁判決により、JRに法的責任があるのか、ないのかが論争の焦点ではなくなった。
- 鉄建公団訴訟をめぐる論争も意味をなさない。
- 感情的に尾を引いていた—解決してから、それぞれの立場で総括すればよい。

〔具体的解決要求〕

「雇用、年金、解決金」の3項目を満たす、「路頭に迷わない」解決をめざす

具体的な要請事項(10.1.25)

1. 雇用について

- ①JRへの採用希望者は260人程度
- ②JR関連会社への採用希望者は70名程度
- ③更迭清算事業本部、自治体等への採用希望者は70名程度
- ④被解雇者が運営する事業体への財政支援(18事業体で総額29億円)
- ⑤障害を持つ者、病弱者への配慮

2. 年金について

- ①制度上の全面回復
 - ②解雇時から国労、全動労に雇用されていたとみなし回復する方法
 - ③金銭の支払いによる方法(年金差額分=1300万円/人)
- ※上記の中からいずれかの方法による解決

3. 解決金について

解決金、損害金=2000万円/人

4. 政治解決の時期について

2010年3月迄に決着するよう一層のお力添えをお願いします。

5. 裁判の取り扱いについて

政治解決と同時決着(政治的合意と裁判上の和解)を図る事と致します。

「4者4団体」の要請内容が「政治解決案」の大本となった。民主党、社会民主党、国民新党の与党にあてたもの。

何が解決し、何が解決していないのか
—「政府解決案」の2つの内容と解決のあり方—

その1 解決金は最高裁で和解

最高裁1件、高裁1件、地裁1件は最高裁の和解条項に基づき、裁判は取り下げ。

- 当事者は原告(被解雇者)904名—全動労争議団は58名
- 1人約2200万円、総額約200億円
(6名が和解に反対し、904名になる。鉄建公団訴訟の仮執行分28億8700万円は総額から差し引かれる)
- 原告への再配分は原告が所属するそれぞれの団体が決めること。

その2 雇用は政府がJRに要請—強制はできない

- 政府の努力目標。裁判上の和解では解決しない。
- JR各社は最高裁判決を理由に解決積みという態度。
(不当労働行為があつたとしてもJRには責任がない)
- 国策による解雇事件。政府・JRの社会的・道義的責任は免れない。JR各社は国から財政、税制措置を受けている。「解決済」は許されない。
- 当面4党、政府を通じて人道的立場からJR各社、関連会社に雇用の場を求めていく。春4月1日までの採用。
- 総計334名。全動労争議団は14名。

何が重要だったのかー政治解決の背景

「解決する」には根拠が必要だった

その1 法的根拠と司法判断との関係ーこの間の判決

- ①最高裁ーJRに法的責任なし。不当労働行為があったならば責任は鉄道・運輸機構にある。
- ②鉄建公団訴訟、全動労訴訟は不当労働行為があったと認めた。他方、「確実に採用されるとは立証されていない」とし、損害は期待権の侵害にとどまる＝慰謝料。
- ③南高裁裁判長の2度の所見
 - ・裁判外の話し合い解決、ソフトランディング発言
 - ・判決を機に1047名問題が早期に解決されることを望む

その2 政治的根拠と政党・政府の関係

政治的根拠とは「4党合意」に代わる政治的枠組みのこと。

- ①民主党鳩山幹事長の09.2.16発言
- ②高島筆頭副幹事長の11.26発言(鳩山内閣誕生)
- ③与党3党の鉄道・運輸機構への申し入れ(09.12.25)
- ④与党3党と国交省との会談
- ⑤共産党国会議員団の前原大臣への申し入れ
- ⑥公明党・弘友議員の質問
- ⑥社民党・又市議員の質問
- ⑦冬柴、金子、前原各国交大臣の発言

その3 大きな背景としては運動と世論、裁判闘争があった

たたかいを支えた「勝たせる会」

1991年9月19日発足

- 会員はピーク時23000人
- カンパは総額6億円を超えた

月、コーヒー一杯分の支援が合言葉だった。

●建交労は、三位一体闘争（大衆闘争、裁判闘争、政治闘争）を基本に、共同を軸に闘争の集中と全面展開をはかってきた。

●おもなとりくみ（「4者4団体」とともに）

- ・学者、文化人1万人アピール運動
- ・全動労裁判50万署名
- ・駅頭宣伝行動
- ・勝利の日まで—「1の日行動」
- ・議員会館前座り込み
- ・集会、シンポジウム
- ・議員、政党要請
- ・議会決議（21都道府県、280市、459町、60村、16特別区）
- 全動労争議団—地元北海道のとりくみ（全国でも）
- ・北海道国鉄共闘会議
- ・「1の日」宣伝行動、札幌駅集会
- ・2000万円カンパ
- ・夏の国鉄フェスタ
- ・年末の団結集会
- ・物資販売への協力

たたかいの戦略
法的根拠を勝訴判決
で固め、判決を武器に
世論を高め、政治に働きかける…。

建交労は結成後ただちに、国鉄闘争をじん肺根絶闘争とともに全国2大闘争に位置づけ、全国闘争を強化してきた。

国鉄闘争の今後に関して

国鉄闘争—国鉄改革すなわち分割民営化とのたたかい

- 鉄道事故の背景には安全、サービス、要員、労務管理がある。福知山線事故(107名死亡、2005年)
- ローカル線切り捨て、並行在来線問題
- JR北海道、四国、九州、貨物の経営問題
- そもそもたたかう労働組合の解体

「JR不採用問題(事件)」と言ってきた経緯

国鉄改革法と「4党合意」を承認してきた国労とそれと対立する構図のもとでは、国鉄闘争の全体を視野に入れた団結・共同の条件が存在しなかった。したがって1047名の不採用問題の一点での大同団結をめざした。「総括は解決してから」の意味。

公共交通機関の再生・3つの課題

建交労全国鉄道本部

1. 安全を守る付帯決議の実行を求める
 - ・規制緩和が安全に与えた影響の検証と必要な対策の具体化
 - ・鉄道事業法の一部改正(06.3)
2. JRの責任で「国民の足」を守る
 - ・県境を越えて運動—「北陸新幹線並行在来線連絡会」
3. 安全と労働条件改善を一体として追及する
 - ・JR労働者、関連労働者の労働条件、環境改善

こんなにも厳しく
こんなにも尊いたたかいを
こんなにも激しくたたかう組合が
いままであったろうか…
何よりも民主主義を守るために！

戦後、最大・最長の争議としてたたかわれてきた1047名のJR採用差別事件の解決への道が政治決断により開かれた。真っ先に思い起こしたことがある。全動労が結成された1974年、大沢淳基先生の感動的な言葉である。その後の国鉄闘争を指し示したかのように、今も道本部事務所に掲げられている。

動労事件とは、「職場に団結を 地域に統一を」を掲げ、北海道の労働運動のエースであった動労札幌地本に対し、トロッキスト「革マル派」に牛耳られた動労本部が仕掛けた組織破壊とあらんかぎりの蛮行である。処分、暴力の狂気が横行し、その生々しい記録は「鳴らせ自由の号笛」(山岸一章)に詳しい。

建交労誌7月号 「たたかいのメッセージ」佐藤陵一

参考 国鉄闘争の略史

電電公社、専売公社はNTT、JTに民営化されたが職員は全員新会社に採用された。

国鉄改革は「戦後政治の総決算」の“目玉”だった

- ・行改で大掃除をして、お座敷をきれいにして立派な憲法を安置する
- ・分割・民営化で国鉄労働組合を崩壊させた

中曽根語録

●1987年4月1日 JR発足

- ・国鉄が6旅客鉄道会社、貨物鉄道会社、新幹線保有機構に分割・民営化される。
- ・「1人も路頭に迷わせない」(中曽根首相)
- ・「所属組合による採用差別は行わない」(参議院付帯決議)
- ・7000名が新会社に採用されず[再就職を必要とする職員]として3年間の時限措置で国鉄清算事業団に移される。

●1990年3月31日1047名解雇(全動労64、国労965、他18)

全労連(1989.11.21)あげてのたたかいとなる

●1990年4月25日 全労連臨時大会

- ・国家的不当労働行為とのたたかいは、「日本労働運動再生の環」と規定した。

●1991年9月19日 「全動労争議団勝たせる会」

会員はピーク時は23,000人。

(戸木田嘉久会長)

カンパは19年間で6億円を超えた。

労働委員会はすべて「JRへ採用せよ」と救済命令

- 全国の地方労働委員会はJR採用の救済命令を出した。
- 1992年5月28日 中央労働委員会の「最終解決案」—「1047名に限り、1ヶ月間だけ地元JRに雇用し、その期間内にJRは採用の努力や関連会社における雇用に努力する」
 - ・国労、全動労は受け入れ拒否
- 1994年2月18日—中労委が全動労事件で不当労働行為の成立を一部認める。
 - ・JRは東京地裁に行政訴訟を訴える。

・94年村山内閣
・202億円損害訴訟を取り下げ

裁判では不当判決が相次ぐ

〔地裁〕

1998年5月28日 国労事件(東京地裁)

・国鉄とJRと別会社。JRには責任がない。

2000年3月29日 全動労事件(東京地裁)

・JR職員の採用は「新規採用」、JRに不当労働行為責任なし。

〔高裁〕

2000年11月8日、12月14日 国労事件

2002年10月24日 全動労事件

・JRの使用者性を認めるが、「国是に反対した」ので「採用の自由」との「調和」から「不当労働行為」ではない。

〔最高裁〕

2003年12月22日 3対2の不当判決。「仮に不当労働行為があった場合は法的責任は『国鉄清算事業団』にある」と明示。

「4党合意」の破たん

- 2000年5月30日 「JR不採用問題の打開について」(自民・公明・保守・社民—「4党合意」)
 - ・JRに法的責任はない
 - ・国労が臨時大会で決定する(01年)
 - ・与党からJR各社に雇用の確保を要請する
- 2002年 与党三党が離脱を表明し、破たんする

・国鉄闘争が風化している。
・当事者がなぜまともされないのか。

裁判闘争が政治解決へ局面を開く

- 2002年1月28日 鉄建公団訴訟(東京地裁、283名)
- 2005年9月15日 不当労働行為の事実を認める判決
- 2004年12月27日 全動労争議団提訴(東京地裁58名)
- 2008年1月23日
 - ・並存組合に対する中立保持義務違反、公平な取り扱いを受けべき法的利益を違法に侵害した
 - ・1人あたり550万円の賠償命令



建交労が「大同団結」を呼びかけ

- 2003年8月30日、第5回大会で「ILO勧告に基づく政府の責任での早期解決」を呼びかける

大きな反響を呼ぶ

当時者の団結が解決の力に

- 2004年8月23日 「いまこそ解決を！団結・連帯・統一 の力で、8.23集会」ー建交労、国労が初の中央集会
- 2006年9月14日 4者4団体が「解決にあたっての具体的要求」を鉄道・運輸機構に提出。
- 2006年11月29 全労連幹事会が「当事者の主体的な運動 を全国的に支援し、国鉄闘争の再強化」を確認。
- 2008年7月14日 東京高裁南敏文裁判長が原告、被告に「ソフトランディングできないか」(裁判外の話し合い)発言。
- 2008年7月15日 冬柴国交大臣が「お受けし、努力すべき」「誠心誠意努力する」との発言。
- 2009年2月16日 「1047名問題の政治決断を求める2.16集会」(星陵会館 全野党、公明が参加)
- 2010年3月18日 与党3党と公明党が「国鉄改革1047名問題の政治解決に向けて」を政府へ提出。
4月12日 4者4団体が「解決案」の受け入れを表明
6月28日 最高裁で一括和解

